

（本号の目次）

1. 法律雑誌等に掲載された主な判例
2. 4月の主な成立法令一覧
3. 4月の主な発刊書籍一覧（私法）
4. 4月の主な発刊書籍一覧（公法・その他）
5. 発刊書籍＜解説＞

1. 法律雑誌等に掲載された主な判例

【民事法】

(1) 最三判平成14年10月15日判時1809号26頁 平成13年（受）第1841号・給排水施設使用許諾請求事件

宅地の所有者は、他の土地を経由しなければ、水道事業者の敷設した配水管から当該宅地に給水を受け、その下水を交流または下水道等まで排水することができない場合において、他人の設置した給排水設備をその給排水のために使用することが他の方法に比べて合理的であるときは、その使用により当該給排水設備に予定される効用を著しく害するなどの特段の事情のない限り、民法220条及び221条の類推適用により、当該給排水設備を使用することができるものと解するのが相当である。

(2) 最二決平成14年10月25日金法1669号72頁 平成14年（許）第11号

→法務速報19-16で紹介済。

(3) 最二判平成15年3月14日 最高HP 平成13年（受）第751号 求償金請求事件

会社が破産宣告を受けた後、破産終結決定がされて会社の法人格が消滅した場合には、これにより会社の負担していた債務も消滅するものと解すべきであり、この場合、もはや存在しない債務について時効による消滅を観念する余地はないから、破産終結決定がされて消滅した会社を主債務者とする保証人は、主債務についての消滅時効が会社の法人格の消滅後に完成したことを主張して時効の援用をすることはできない。

(4) 最三判平成15年3月25日 最高HP 平成14年（受）第297号 債務不存在確認請求事件

郵便局に所属する保険外務員が返済する意思も能力もないのにこれがあるように装って簡易保険の契約者をその旨誤信させて融資を受けた行為は、職務と密接に関連する行為と評価されないから、その行為により契約者に加えた損害が民法715条1項にいう「被用者力其事業ノ執行ニ付キ第三者ニ加ヘタル損害」に当たらないとされた事例

(5) 最二判平成15年3月28日 最高HP 平成14年（才）第1630号 預金返還請求及び当事者参加事件

非嫡出子の相続分を嫡出子の相続分の2分の1と定めた民法900条4号ただし書前段の規定が憲法14条1項に違反するものでないことは、当裁判所の判例とするところであり、憲法14条1項違反をいう論旨は、採用することができない。

(6) 最一判平成15年3月31日 最高HP 平成14年（才）第1963号 預金返還請求及び預金返還等請求当事者参加事件

非嫡出子の相続分を嫡出子の相続分の2分の1と定めた民法900条4号ただし書前段の規定が憲法14条1項に違反するものでないことは、当裁判所の判例とするところであり、憲法14条1項違反をいう論旨は、採用することができない。

(7) 最三判平成15年4月8日 最高HP 平成14年（受）第415号 預託金返還請求事件

1 無権限者のした機械払の方法による預金の払戻しについても、民法478条の適用があるものと解すべきであり、これが非対面のものであることをもって同条の適用を否定すべきではない。

2 債権の準占有者に対する機械払の方法による預金の払戻しにつき銀行が無過失であるというためには、払戻しの際に機械が正しく作動したことだけでなく、銀行において、預金による暗証番号等の管理に遺漏がないようにさせるため当該機械払の方法により預金の払戻しが受けられる旨を預金者に明示すること等を含め、機械払システムの設置管理の全体について、可能な限度で無権限者による払戻しを排除し得るよう注意義務を尽くしていたことを要する。

3 通帳機械払のシステムを採用する銀行が、通帳機械払の方法により払戻しが受けられる旨を預金規定等に規定して預金者に明示していない場合は、システムの設置管理について注意義務を尽くしたということができず、本件払戻しについて過失があったというべきである。

(8) 最二判平成15年4月11日 最高HP 平成13年（受）第505号 不当利得金返還請求事件

老人ホームの敷地として入会地が売却された場合、その目的達成のために権利者らが入会権の放棄をしたものと認めるのが相当であるが、本件入会地が従前から本件権利者らの総有に属し、権利者らが本件入会地を含む入会地の管理運営等のために管理会を結成し、その規約において入会地の処分等をも管理会の事業とし（7条）、本件入会地の売却が管理会の決議に基づいて行われ、売却後も権利者らの有する他の入会地が残存し、管理会も存続しているという事実関係の下においては、本件管理会の事業として行われた本件入会地の売却を前提として、上記の趣旨で行われた上記入会権の放棄によって本件管理会の本件入会地に対する管理が失われたということとはできないから、放棄によって本件入会地に対する本件権利者らの権利関係が総有から通常の共有に変化したものと解する根拠はなく、管理会が本件入会地の売買代金を取得しても不当利得とならない。

(9) 名古屋地判平成14年6月18日金法1670号71頁 平成13年（ワ）第3928号

自己の健康保険被保険者証を受診目的で他人に貸与したところ、被貸与者が、当該保険証を身分証明書として利用し、貸与者になりすまして、消費者金融業者

に対して借入申込みをし、貸与者名義で金銭の貸し付けを受けた場合、貸与者が、当該保険証を貸与した際に、被貸与者が当該保険証を貸与目的に反して財産的な取引のための身分証明書として悪用するのではないかと疑うべき特段の事情がなかったとして、当該金融業者に対する貸与者の不法行為責任を否定した事例。

(10) 東京地判平成14年6月24日判時1809号98頁 平成11年(ワ)第28914号・管理費等請求事件

1 区分所有法19条は、共用部分の管理費等の負担割合について、規約によって各区分所有者の共用部分の割合と異なる定めをすることを許容しているから、区分所有者間で管理費等の負担に差異を設けたとしても、直ちにそれが無効となるものではない。もっとも、各区分所有者はその持分割合に応じて共用部分を利用することができるものであることからすれば、管理費等の定めが合理的な限度を超えた差別的取扱いを認めるものである場合には、かかる定めは公序良俗に反して無効となる余地があるというべきである。

2 区分所有法3条及び本件管理規約に照らして、共用部分を権限なく使用する者に対してその使用に係る利得の返還を請求することは管理組合の業務範囲には含まれておらず、また共用部分から生じる利益については、規約に別段の定めがない限り、各区分所有者がその共有持分に応じて分割してこれを取得する

(同法19条)。すなわち、管理組合は当該利益の帰属主体ではなく、また管理組合は区分所有法上の管理者ではないので、管理者に認められている各区分所有者の訴訟担当者となることはできない。また、本件において、原告である管理組合に任意的訴訟担当を認める合理的必要性はなく、駐車場使用料相当額の返還請求訴訟において、原告に任意的訴訟担当を許容する余地はない。

以上によれば、本件訴えのうち駐車場使用料相当額の返還請求に係る部分については、いずれも原告である管理組合に当事者適格はなく、同部分は不適法として却下を免れない。

(11) 東京地判平成14年6月26日判タ1110号92頁、平成13年(ワ)第15125号損害賠償等請求事件、動物病院対2ちゃんねる事件

被告の運営するインターネット上の電子掲示板において、原告らに対する誹謗中傷文言が書き込まれたという事案

1 被告は、遅くとも、本件掲示板において他人の名誉を毀損する発言がなされたことを知り、又は、知り得た場合には、直ちに削除するなどの措置を講ずべき条理上の義務を負っている。

2 被告は、本件レッドにおいて原告らの名誉を毀損する本件各名誉毀損発言が書き込まれたことを知っていたのであり、これにより原告らの名誉権が侵害されていることを認識し、又は、認識し得たのであるから、プロバイダー責任法3条1項に照らしても、これにより責任を免れる場合には当たらない。

(12) 大阪地判平成14年9月5日金法1670号65頁 平成13年(ワ)第13952号

利息制限法所定の利率を超過する利率で事業者向けの融資を行う貸金業者Yが、Aと停止条件付債権譲渡契約を締結し、その後Aの倒産直後に、第三債務者に確定日付ある債権譲渡通知を行い、第三債務者から弁済を受けた場合に、当該契約に基づく債権譲渡は停止条件が成就してその効果が生じたものであるけれども、当該契約は破産法所定の否認制度を潜脱することを目的とする脱法的契約であるから、破産法74条1項による否認の可否に際しては、Yは、信義則上、破産管財人Xに対し、債権譲渡に停止条件が付されている事実を主張することができず、同条項所定の15日の起算日は当該契約締結日になるとして、Xが当該債権譲渡通知を破産法74条1項により否認することを肯定した事例。

(13) 東京地判平成14年10月2日金法1671号54頁 平成13年(ワ)第3504号

遺言者の一切の資産負債を相続させるとの遺言がなされた場合、遺言者が負担していた債務の弁済も遺言執行者が遺言の内容を実現するために一応の必要性、関連性が認められる行為と解することもできるとして、遺言者が負担していた債務の履行を求める訴訟において、遺言執行者に被告適格を肯定した事例。

【商事法】

(14) 最三判平成15年3月25日 最高HP 平成12年(受)第1418号 預託金返還請求控訴、同附帯控訴事件

証券会社に所属する外務員が顧客との間でした取引の勧誘、金銭の受託等につき、実在しない「客方」なる取引口座を用い、顧客の入出金経過が外務員が顧客に交付したノートに記載されていたにすぎず、「客方」に入金された金銭は外務員が運用し、入金された金銭には複利の金利が付されると説明されていた等の事情のもとでは、当該取引は外務員の権限を定めた証券取引法(平成10年法律第107号による改正前のもの)64条1項にいう「その有価証券の売買その他の取引」に当たらないから、証券会社に預託金の返還を請求できない。

(15) 最一判平成15年3月27日 最高HP 平成12年(受)第469号 新株発行不存在確認請求事件

1 新株発行不存在確認の訴えについては、商法に規定がないが、新株発行の実体がないのに新株発行の登記がされているなどその外観が存する場合には、新株発行が無効である場合と同様に、対世効のある判決をもって新株発行の不存在を確定し、不実の外観を除去する必要があると認められるから、商法280条ノ15以下に規定されている新株発行無効の訴えに準じて新株発行不存在確認の訴えを肯定すべきであり、同訴えについては、その性質に反しない限り新株発行無効の訴えに関する規定を類推適用するのが相当である。

2 新株発行不存在確認の訴えには、新株発行無効の訴えの出訴期間に関する規定を類推適用すべきでなく、出訴期間の制限はないものと解するのが相当である。

【知財】

(16) 最二判平成15年4月11日 最高HP 平成13年(受)第216号 著作権使用差止請求事件

著作権法15条1項の「法人等の業務に従事する者」に当たるか否かは、法人等と著作物を作成した者との関係を実質的にみたときに、法人等の指揮監督下にお

いて労務を提供するという実態にあり、法人等がその者に対して支払う金銭が労務提供の対価であると評価できるかどうかを、業務態様、指揮監督の有無、対価の額及び支払方法等に関する具体的事情を総合的に考慮して、判断すべきところ、図画を作成した者の在留資格の種別、雇用契約書の存否、雇用保険料、所得税等の控除の有無等といった形式的な事由を主たる根拠として、上記の具体的事情を考慮することなく、また、法人が指揮監督をしていたかどうかを確定することなく、雇用関係の存在を否定した原審の判断には違法がある。

(17) 仙台高判平成14年7月9日判タ1110号248頁、平成13(ウ)第177号各著作権法違反被告事件、ファービー人形事件控訴審判決

育成型電子玩具「ファービー」のデザイン形態について、全体として美術鑑賞の対象となるだけの審美性が備わっているとは認められず、純粋美術と同視できるものではないとして、著作物性を否定した事例

(18) 東京高判平成14年10月31日判タ1110号102頁、平成12年(行ケ)第170号審決取消請求事件

1 本件特許出願の願書に添付した明細書又は図面の訂正請求は、それぞれ請求項ごとに別個独立のものとして理解しうるものであり、本件において請求項ごとに訂正の許否を判断するのに特段の支障はないから、本件訂正請求の許否の判断は、請求項ごとにすべきものと解するのが相当である。

2 最高裁第一小法廷判決昭和55年5月1日民集34巻3号431頁の判示するところは、前提となる制度が本件とは異なっており、別個の請求項に関する別個独立の訂正請求の許否についてまでも及ぶものではない。

(19) 東京地判平成15年3月17日 裁判所HP 平成14(ワ)21540 著作権 民事訴訟事件

被告は、原告との間で、データを化した、有体動産であるCD-ROMについて、担保権の設定を受ける旨の本件譲渡担保契約を締結し、その後、本件担保権の実行により、上記CD-ROMに関する一切の権利を譲り受けたと主張し、本件プログラムが格納されたCD-ROMの引渡しを受けたことによって、対抗要件を備えたものとも主張するが、プログラムの著作物に係る著作権の移転は、プログラムについての著作権登録原簿へ登録しなければ、第三者に対抗することはできないものであるから(著作権法77条1項、78条1項)被告の主張は理由がない。

(20) 東京地判平成15年3月26日 裁判所HP 平成13(ワ)3485号特許権侵害差止等請求事件

空気圧を利用したす式マッサージ機の特許権を侵害されたとして特許権侵害に基づく製造販売の差止めと約36億5000万円の損害賠償を求めた事案につき、4種の対象製品が延べ合計11個の特許権を侵害していることを認定し、うち二製品の製造販売の差止めを命じるとともに、特許法第102条1項に規定する損害額の規定に従って、原告製品の単位数量当たりの利益の額(1万6650円)について、製品の販売促進に関する寄与度の観点から5パーセントに相当する額を減額するのが妥当であると判断して、一台当たりの損害額(16650円×0.95=15818円)を算定し、合計で約15億4000万円の損害額の支払いを命じた事例。

(21) 東京地裁平成15年3月28日 裁判所HP 平成11年(ワ)第13691号等著作権出版差止請求事件

著作権者である原告らの著作物を教材に掲載した被告らによる印刷行為等は、原告らの各著作物に対する複製権、著作人格権(同一性保持権、氏名表示権)を侵害するとして、著作物の複製権に基づく差止め並びに著作物の複製権、著作人格権侵害を理由とする損害賠償又は複製権侵害を理由とする不当利得返還を求めた事案につき、小学生用国語教科書の副教材への作品掲載は、著作権法が認めている引用や試験問題としての複製には当たらないとして著作権の侵害を認定して差止めを認めるとともに、掲載ページ数当たり8パーセントの使用料率に基づいた使用料相当額(印刷部数×価格×掲載ページ数×使用料率)に、著作物に対する精神的利益を保護する著作人格権に基づく15万円～30万の慰謝料を加えた額を損害額として認容した事例。

【民事手続】

(22) 最三判平成14年10月22日判タ1110号143頁、平成13年(受)第1567号配当異議事件)

法務速報22号6番で紹介済。

1 競売申立書に明白な誤記、計算違いがある場合には、その後の手続においてこれを是正することが許されるものと解すべきであり、これを一部請求の趣旨と解することは相当でない。

2 共同抵当の目的となった数個の不動産の代価を同時に配当すべき場合に、一個の不動産上にその共同抵当に係る抵当権と同順位他の抵当権が存在するときは、まず、当該一個の不動産の不動産価額を同順位各抵当権の被担保債権額の割合に従って案分し、各抵当権により優先弁済請求権を主張することのできる不動産の価額(各抵当権者が把握した担保価値)を算定し、次に、民法392条1項に従い、共同抵当権者への案分額及びその余の不動産の価額に準じて共同抵当の被担保債権の負担を分けるべきものである。

(23) 最二決平成15年1月31日金法1671号45頁 平成14年(許)第23号

法務速報22-23で紹介済。

特定の目的物について既に仮差押命令を得た債権者は、これと異なる目的物について更に仮差押えをしなければ、金銭債権の完全な弁済を受けるに足る強制執行をすることができなくなるおそれがあるとき、又はその強制執行をするのに著しい困難を生ずるおそれがあるときには、既に発せられた仮差押命令と同一の被保全債権に基づき、異なる目的物に対し、更に仮差押命令の申立てをすることができる。

(24) 最二決平成15年3月14日 最高HP 平成14年(許)第32号 担保取消申立て却下決定に対する許可抗告事件

一定の金額を限度とする支払保証委託契約を締結するという方法によって担保を立てることを条件に、仮執行宣言付第1審判決の強制執行を停止する旨の決

定に基づき、被告が、金融機関との間で支払保証委託契約を締結するとともに、上記金額と同額の定期預金をしたところ、第三者が、転付命令により、この定期預金払戻請求権を取得した場合において、上記第三者が上記担保の取消しの申立てをすることはできない。

(25) 大阪高決平成13年6月22日金法1671号51頁 平成13年(ラ)第618号
法務速報9-16で紹介済。

【公法】

(26) 最一判平成14年9月12日判タ1110号87頁 平成10年(行ツ)第69号、70号
損害賠償請求事件

→法務速報18-29で、紹介済(裁判所HP)

(27) 最三判平成14年10月15日判タ1110号138頁、平成10年(行ツ)第86号建物収
去土地明渡等・損害賠償等請求事件

→法務速報18-34で、紹介済(裁判所HP)

(28) 最二決平成15年3月14日 最高HP 平成14年(行フ)第10号 移送申立て却
下決定に対する抗告棄却決定に対する許可抗告事件

旧軍人普通恩給の改定請求の可否の判断は、京都府保健福祉部地域福祉・援護課の担当者が実質的な判断をし、厚生省を経由して裁定庁である総務庁恩給局長に送付したところ、本件処分は、専ら同課の調査結果及び意見に基づいてされたものとみることができ、京都府知事は、本件処分につき、事案の処理そのものに実質的に関与したものといえることができ、行政事件訴訟法12条3項にいう「当該処分又は裁決に関し事案の処理に当たった下級行政機関」に当たるといふべきである。

(29) 最一判平成15年3月27日 最高HP 平成14年(行ヒ)第46号 公金返還請求
事件

町が開催した新庁舎竣工式において、新庁舎の完成を祝し新庁舎竣工式の来賓148名に対する感謝の意を表する趣旨で贈呈された5000円相当の商品券のための公金支出が社会通念上儀礼の範囲を逸脱したものとまでいうことはできず違法ではないとされた事例。

【刑事】

(30) 最二判平成15年1月24日判タ1110号134頁、平成14年(あ)第183号業務上
過失致死傷被告事件

→法務速報22-37で、紹介済(裁判所HP)

(31) 最三決平成15年3月18日 最高HP 平成11年(あ)第941号 背任被告事件
質権設定者が質入れした株券について除権判決を得て失効させ質権者に損害

を加えた場合は背任罪が成立する。

(32) 最二判平成15年3月18日 最高HP 平成14年(あ)第805号 国外移送略取、
器物損壊被告事件

オランダ国籍の者が共同親権者である別居中の妻において監護養育していた長女をオランダに連れ去る目的で、入院中の病院から有形力を用いて連れ出し、保護されている環境から引き離して自分の事実的支配下に置いたのであるから、被告人の行為は国外移送略取罪に当たる。

(33) 最二判平成15年4月11日 最高HP 平成13年(あ)第1683号 覚せい剤取締
法違反、関税法違反被告事件

1 薬物犯罪を遂行する過程において費消・使用されるものとして犯人が他の共犯者から交付を受けた財産は、麻薬特例法(平成11年法律第136号による改正前のもの)2条3項にいう「薬物犯罪の犯罪行為により得た財産」に当たらない

2 薬物犯罪の犯罪行為を遂行するために費消した上、その残額を同行為の報酬として取得することとして、共犯者から交付を受けて犯人が所有する金員はその全額を没収することが可能である。

【社会法・経済法】

(34) 最二判平成15年3月14日 最高HP 平成11年(行ツ)第115号、平成11年(行
ヒ)第70号 審決取消請求事件

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律7条の2第2項の趣旨は、事業規模の小さい企業に対して課徴金の軽減算定率を適用することにあるところ、同項の規定の適用対象となり得る「会社」又は「個人」と事業規模が同等の事業者について軽減算定率の適用上取扱いを異にすべき理由はないから、個人事業者を組合員とする協同組合にあっては、その常時使用する従業員数に各組合員が常時使用する従業員数を加えたものが同項所定の従業員数に該当するときは、同項所定の課徴金の算定率が適用される

(35) 仙台高判平成14年2月12日判タ1110号158頁、平成12年(ネ)第362号地位
確認等請求控訴事件・仮執行の原状回復申立事件、みちのく銀行事件差戻後控訴
審判決

1 専任職制度の導入に伴う本件就業規則等変更は、それによる賃金に対する影響の面から見て、第一審原告らのような高年層の行員に対しては、専ら大きな不利益のみを与えるものであって、他の諸事情を考慮しても、変更に同意しない第一審原告らに対し、これを法的に受認させることもやむを得ない程度の高度の必要性に基づいた合理的な内容のものであるとは認めることができないから、本件就業規則等変更のうち賃金減額の効果を有する部分は、第一審原告らにその効力を及ぼすことができない。

2 業績給の昇給は、人事考課に基づき査定昇給表によりおこなう旨給与規程に定められているところ、本件で査定がなされていないのは、本件就業規則等変更により昇給を凍結した結果であるから、このような場合は、標準査定によって業績給の昇給額を算定するのが相当である。

【その他】

(36) 最三判平成14年10月29日判タ1110号118頁 平成12年(受)第612号自動車
引渡等事件

→法務速報19-30で、紹介済(裁判所HP)

(37) 最二判平成15年3月14日 最高HP 平成12年(受)第1335号 損害賠償請求
事件

1 少年法61条に違反する推知報道かどうかは、その記事等により、不特定多

数の一般人がその者を当該事件の本人であると推知することができるかどうかを基準にして判断すべきである

2 犯行時少年であった者の犯行態様や経歴等の記事を仮名を用いて週刊誌に掲載したことにつき、名誉及びプライバシーの侵害による損害賠償責任を肯定した原審の判断に、被侵害利益ごとに違法性阻却事由の有無を審理判断しなかつた違法があるとされた事例
法令・書籍紹介（中村）

2. 4月の主な成立法令一覧

種類 提出回次 番号
議案件名

- ・衆法 156 5
金融機関等有する根抵当権により担保される債権の譲渡の円滑化のための臨時措置に関する法律の一部を改正する法律
・・・上記臨時の措置を2年間延長し、平成17年3月31日までとする改正
- ・衆法 156 6
漁業協同組合合併促進法の一部を改正する法律
・・・漁業協同組合の合併及び事業経営計画の提出期限を5年間延長する改正
- ・衆法 156 7
国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律の一部を改正する法律
- ・衆法 156 8
国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律
- ・閣法 156 2
平成十五年度における公債の発行の特例に関する法律
・・・平成15年度予算の一般会計の歳出の財源に公債を発行することができるとする特例
- ・閣法 156 3
株式会社産業再生機構法
・・・産業再生機構の設立・管理・業務等に関する諸則を定めた法律
- ・閣法 156 4
株式会社産業再生機構法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律
・・・金融機関から預金保険機構への資産買取りの申込期間を1年間延長するための法律
- ・閣法 156 5
産業活力再生特別措置法の一部を改正する法律
・・・中小企業の組織再編手続等に関する商法および中小企業等投資事業有限責任組合契約に関する法律に関する特例措置を定めた改正
- ・閣法 156 6
恩給法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律
・・・扶助料に係る寡婦加算の年額を引下げる改正
- ・閣法 156 7
公正取引委員会を内閣府の外局に移行させるための関係法律の整備に関する法律
・・・公正取引委員会を総務省から内閣府の外局に移行させる法律
- ・閣法 156 9
所得税法等の一部を改正する法律
・・・精算課税制度の創設、配偶者特別控除の廃止、消費税免税点制度・簡易課税制度の見直し等、所得税法に関する様々な改正
- ・閣法 156 10
水産加工施設改良資金融通臨時措置法の一部を改正する法律
・・・水産加工施設の改良・利用のため資金貸付け期間を5年間延長する改正
- ・閣法 156 13
社会資本整備重点計画法
・・・道路法・鉄道事業法・空港整備法に定められた事業を重点計画にまとめ、国による資金の無利子貸し付け等を規定する法律
- ・閣法 156 14
社会資本整備重点計画法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律
・・・港湾整備緊急措置法等の廃止、道路整備費財源の特例措置延長等の諸規定
- ・閣法 156 20
地方税法等の一部を改正する法律
・・・外形標準課税の導入、不動産取得税率の引下げ、株式譲渡所得課税方式の見直し、地方のたばこ税の税率の引上げ等、地方税に関する様々な改正

- ・閣法 156 21
地方交付税法等の一部を改正する法律
・ ・ ・ 様々な地方交付税の基準税率の引き下げ等、算定方法の改正
- ・閣法 156 22
関税込率法等の一部を改正する法律
・ ・ ・ 農水産品等の特惠関税制度の拡充、特許権侵害物品に係る申立て制度の導入等、関税込率法の諸規定に関する改正
- ・閣法 156 23
国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律
・ ・ ・ 国際開発協会に対する出資を増額するための改正
- ・閣法 156 24
戦没者等の妻に対する特別給付金支給法及び戦没者の父母等に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律
・ ・ ・ 戦没者の妻及び父母等の定義を改め、特別給付金を支給するための改正
- ・閣法 156 25
平成十五年度における国民年金法による年金の額等の改定の特例に関する法律
・ ・ ・ 国民年金等の支給額を物価指数に応じて引き下げる改正
- ・閣法 156 35
沖縄振興特別措置法の一部を改正する法律
・ ・ ・ 在沖縄事業場における発電用の石炭に係る石油石炭税を免除する改正
- ・閣法 156 38
在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律
・ ・ ・ 在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額を改定する法律
- ・閣法 156 39
義務教育費国庫負担法及び公立養護学校整備特別措置法の一部を改正する法律
・ ・ ・ 公立の教職員の共済費長期給付に要する経費等を国庫負担の対象外とする改正
- ・閣法 156 43
公害健康被害の補償等に関する法律の一部を改正する法律
・ ・ ・ 自動車重量税を公害健康被害補償予防協会に交付する期間を5年間延長する改正
- ・閣法 156 46
裁判所職員定員法の一部を改正する法律
・ ・ ・ 判事及び判事補、裁判所職員の定員を増員する改正
- ・閣法 156 47
下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律
・ ・ ・ さいたま市等、市町村合併に伴い簡易裁判所の名称、管轄区域の変更等の改正

3. 4月の主な発刊書籍一覧 (私法部門)

著者 出版社 頁数 定価
書籍名

- ・藤原祥二・藤原俊雄編著 中央経済社 280頁 ¥3000
会社法の基礎
- ・金子登志雄・赤上正貴・富田太郎他著 中央経済社 200頁 ¥2000
これが新商法だ！これが新登記だ！
- ・松本伸也 中央経済社 350頁 ¥4000
会社分割マニュアル
- ・永石一郎・腰塚和男・須賀一也編 青林書院 384頁 ¥3200
解説 改正会社更生法―法改正による実務の革新―
- ・額田洋一・秦 悟志編 三省堂 304頁 ¥2300
Q & A 成年後見制度解説〔第2版〕
- ・紋谷暢男・藤田勝利他著 法律文化社 520頁 ¥9500
現代ビジネス判例 企業行動の新たなる指針
- ・堀口 亘 商事法務 796頁 ¥7000
最新証券取引法〔新訂第4版〕

・田邊・田村・杉本・中村ほか編 商事法務 645頁 ¥8500
実務・不動産証券化

・中東正文編著 信山社出版 554頁 ¥38000
日本立法資料全集 本巻91 商法改正（昭和25・26年）GHQ / SCAP文書

・蓮井良憲・森淳二郎編 法律文化社 368頁 ¥3200
商法総則・商行為法〔第3版〕 新商法講義 1

・東京弁護士会編 商事法務 292頁 ¥2200
弁護士研修叢書 39 相続紛争処理に必要な税務の知識

・浅木慎一 信山社出版 672頁 ¥16000
日本会社法成立史

・生熊長幸 有斐閣 340頁 ¥7800
大阪市立大学法学叢書 54 物上代位と収益管理

・高畑順子 法律文化社 410頁 ¥8000
フランス法における契約規範と法規範

・日本民事訴訟法学会編 法律文化社 270頁 ¥3000
民事訴訟雑誌 49号

4. 4月の主な発刊書籍一覧（公法・その他部門） ★は後記に解説あり

著者 出版社 頁数 定価
書籍名

・西原春夫編 成文堂 280頁 ¥3000
共犯理論と犯罪組織 二十一世紀第二回（通算第八回）日中刑事法学会検討会報告書

・三ヶ月章・加藤一郎監 信山社出版 458頁 ¥35000
日本立法資料全集 本巻153 国税徴収法〔昭和改正編〕 3

・三ヶ月章・加藤一郎監 信山社出版 490頁 ¥35000
日本立法資料全集 本巻154 国税徴収法〔昭和改正編〕 4

・島 基晃 中央経済社 304頁 ¥1800
市民のための「独立行政法人等情報公開法」の使い方 独立行政法人・特殊法人・許可法人編

・松本勝明 信山社出版 260頁 ¥7500
ドイツ社会保障論 I 医療保険

・甲斐克則 成文堂 214頁 ¥2500
医事刑法研究 1 安楽死と刑法

・東京弁護士会編 商事法務 270頁 ¥2200
弁護士研修叢書 40 医療訴訟

・太田達也 中央経済社 160頁 ¥1800
CK Books 完全図解 外形標準課税のすべて . . . ★

・森戸英幸 有斐閣 250頁 ¥1900
企業年金の法と政策 . . . ★

・河本一郎編 三省堂 440頁 ¥4800
起業のための税と法務

・福井 厚 法律文化社 454頁 ¥3900
刑事訴訟法講義〔第2版〕

・東京大学労働法研究会編 有斐閣 450頁 ¥4000
注釈労働基準法 上

・西原博史 成文堂 386頁 ¥6000
平等取扱の権利

・菊谷正人 同人館出版 180頁 ¥2000
法人税法要説

・萬井隆令・西谷 敏編 法律文化社 250頁 ¥2700
N J 叢書 労働法 1〔第2版〕

5. 発刊書籍<解説>

・CK Books 完全図解 外形標準課税のすべて

平成15年度税制改正大綱に導入が明記された外形標準課税についての入門書。一問一答形式で大変分かり易く説明されており、図解も充実していて読み易い。非常に基礎的な「税金のしくみ」を解説しているような章もあるため、実務に供するにはやや物足りない部分もあるが、個人事業主などが同税についての概要と基本的な対策を考える上では必携の一冊であると言える。

・企業年金の法と政策

企業年金に関する基本的な用語説明から現行制度の運用、アメリカ法との比較等を紹介している。著者の私見を交えて平易な言葉で解説しているため読み易いが、内容的には実務家が用いるのにも十分なものであると言える。社会保険労務士等の受験者にとっては、基本書としての価値も有する。コラム的に括られた部分の用語解説や関連分野のトピックの記事が多く、有用である。

(C) Copyright (財) 日弁連法務研究財団
掲載記事の無断転載を禁じます。
